



# 長野県報

1月15日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2032号

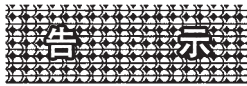
## 目次

### 告示

保安林予定森林(4件)(森林づくり推進課) .....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課) .....	3
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) .....	3

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) .....	4
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	6
一般競争入札(病院事業局) .....	6
警備業法に基づく検定(生活安全企画課) .....	7



## 告示

### 長野県告示第20号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊那市高遠町長藤5139の1・5154の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5156の2、5157、5158、5160、5162、5165、5168から5171まで
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第21号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡信濃町大字古海字稗田倉袴岳2451の1、2454、2456のへ、2470の2、2470の3、2787の3、2787の4、2932の5、3021の1から3021の8まで、3022の1から3022の6まで、字稗田倉2456の1、2470の4、2508、2511の2、2512の1(次の図に示す部分に限る。)、2515の3、2515のイ、2519の2、2519の3、字稗田倉袴ヶ嶽ノ内2533・字袴ヶ岳2534の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字斑尾山水源の内3024の2、字内ノ巻2930の3、2931の1、2931の2、2932の2から2932の4まで、2932の7
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び信濃町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

**長野県告示第22号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市大岡丙5402の1（次の図に示す部分に限る。）、5402の105、5405の3、5405の9、5405の10、5405の102、5405の141、5406の2、5406の4、5406の6、5406の57、5406の342
  - 2 指定の目的  
干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第23号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字北小谷12659の1、字牧坂9807の5、9807の7、字橋場川原9830の2
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第24号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原5270番の1地先から 下伊那郡天龍村神原5269番の1地先まで	旧	m 5.5～22.2	km 0.1413
同 上	新	6.2～41.6	0.1241

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原3427番の5地先から 下伊那郡天龍村神原3427番の6地先まで	旧	m 8.9～31.0	km 0.0586
同 上	新	8.9～34.0	0.0586

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原3379番の1地先から 下伊那郡天龍村神原3380番の5地先まで	旧	m 12.8～28.5	km 0.0882
同 上	新	21.4～52.0	0.0882

- 4 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原3373番の1地先から 下伊那郡天龍村神原3356番の3先まで	旧	m 6.6～37.8	km 0.1931
同 上	新	8.0～37.8	0.1931

道路管理課

長野県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡天龍村神原5270番の1地先から  
下伊那郡天龍村神原5269番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年1月15日
- 2 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡天龍村神原3427番の5地先から  
下伊那郡天龍村神原3427番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年1月15日
- 3 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡天龍村神原3379番の1地先から  
下伊那郡天龍村神原3380番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年1月15日
- 4 (1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡天龍村神原3373番の1地先から  
下伊那郡天龍村神原3356番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年1月15日

道路管理課

長野県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
- 2 供用を開始する区間  
松本市鎌田1丁目4796番の4地先から  
松本市鎌田1丁目4861番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年1月22日

道路管理課

長野県告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
松本都市計画道路 3・2・43号内環状南線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松本市鎌田1丁目、井川城1丁目、中条、深志1丁目、本庄1丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、松本市役所

都市計画課

選告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成21年1月15日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

表中 「 | 上田市相染閣 | " | 別所温泉1826番地 | " | 」を

「 | 上田市相染閣 | " | 別所温泉58番地 | " | 」に、

「 | 鹿教湯公民館 | " | 鹿教湯温泉1434番地2 | " | 」を

「 | 上田市鹿教湯温泉交流センター | " | 鹿教湯温泉1434番地2 | " | 」に改める。

選挙管理委員会